

令和元年12月18日

## 託送供給約款の変更の認可について

北海道経済産業局長から、下記の事業者によるガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガス事業法第48条第4項に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該変更の認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり北海道経済産業局長に意見を回答いたしました。

### 記

北海道瓦斯株式会社（法人番号 5430001021815）  
旭川ガス株式会社（法人番号 1450001000317）  
釧路ガス株式会社（法人番号 1460001000398）  
室蘭ガス株式会社（法人番号 3430001057118）  
苫小牧ガス株式会社（法人番号 3430001053447）

(別紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20191217 北 海 道 第 9 号  
令 和 元 年 1 2 月 1 8 日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について (回答)

令和元年12月5日付け20191202北海道第10号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可については、認可することに異存ありません。

(別添)

託送供給約款変更認可申請書 提出事業者

北海道瓦斯株式会社

旭川ガス株式会社

釧路ガス株式会社

室蘭ガス株式会社

苫小牧ガス株式会社